



中小企業金融の円滑化に関する意見交換会で
挨拶する中川大臣 (10月15日)



金融審議会第一部会で挨拶する谷本副大臣
(10月15日)

目次

【フォトギャラリー】	2
【特集】	
○ 市場安定化・金融円滑化対策について	3
【国際関連】	
○ 金融安定化フォーラムによる「市場と制度の強靱性の強化に関する金融安定化フォーラム (F S F) 報告書：実施状況についてのフォローアップ」の公表について	9
○ 第4回監査監督機関国際フォーラム（ケープタウン会合）について	11
【トピックス】	
○ 金融円滑化「大臣目安箱」について	12
○ 中小企業金融の実態把握～調査結果の概要～	12
○ 中小企業の自己資本充実策の支援に向けた「金融検査マニュアル」等の 一部改定について	16
○ 「金融庁の1年（平成19事務年度版）」について	19
○ 「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」の開催について	19
【法令解説等】	
○ 自己株取得に係る市場規制の緩和及び空売り規制の強化について	20
【金融ここが聞きたい！】	21
【お知らせ】	23
【10月の主な報道発表】	28

【フォトギャラリー】

※ 大臣、副大臣、大臣政務官が出席された会議等の写真を掲載し、皆さんに情報をお届けするものです。



(社)日本記者クラブで講演する中川大臣 (10月31日(金))



挨拶する 中川 大臣



挨拶する 谷本 副大臣

財務局長会議(平成20年10月30日(木)開催)



挨拶する 宇野 大臣政務官

【特集】

市場安定化・金融円滑化対策について

去る 10 月 10 日に米国の首都ワシントン DC で G7（七か国財務大臣・中央銀行総裁会議）が開催され、我が国からは中川財務大臣兼金融担当大臣と白川日本銀行総裁が出席しました。この会合で G7 は、各国があらゆる利用可能な手段を活用して断固たる行動をとることで合意し、これを 5 項目の行動計画という形にまとめて公表しました。

これを踏まえ、中川大臣は我が国において実施すべき施策を[大臣談話](#)という形でとりまとめ、米国からの帰国翌日である 10 月 14 日朝、発表しました。

また、10 月 27 日には、麻生総理より中川大臣はじめ関係閣僚等に対し、あらゆる手段を講じて市場の安定と円滑な金融機能の確保を図るとの考えに立ち、株式市場安定、金融機能の一層の強化、証券投資の裾野の拡大の三つの観点から対策を講じるよう指示がありました（その内容は、その後同月 30 日に公表された政府の「生活対策」に盛り込まれました。）。

これらを受けて金融庁では、法令等の改正を要しない施策については即日実施するとともに、その他の施策についても早急な実施に向け作業に入り、順次実施に移しています。

世界の金融市場の状況が我が国の金融システムそのものの健全性に与える直接の影響は、米国や欧州に比べると相対的に限定されています。また、既に 1990 年代に金融危機を経験した我が国においては、預金保険制度を中心としたセーフティネットも十分に整備されています。しかしながら、世界の金融市場の混乱の影響が、我が国の株価や実体経済を通じて我が国国内の金融セクターにも影響を及ぼしつつあることから、引き続き高い警戒水準の下で動向を注視しながら、適切かつ迅速に対応していくことが重要であるという観点に立ち、今般、緊急に対策を講じることとしたものです。

10 月 14 日及び同月 27 日に発表された対策の内容は以下のとおりです。

【株式市場安定化のための措置】

1. 自社株取得に係る規制緩和

上場企業による自社株取得については、相場操縦を防止する観点から、内閣府令により、以下の 4 つの規制が設けられています。

- ① 1 日の買付数量の上限：直近 4 週間の 1 日当たり平均売買高の 25%
- ② 買付時間：取引終了時刻の直前 30 分は禁止
- ③ 買付価格：直近の売買価格を上回らない価格
- ④ 証券会社数：1 日 1 社の証券会社のみを通じた買付け

今回の措置は、我が国株式市場の状況にかんがみ、上場企業が自己株取得を円滑に行うことができるよう、これらのうち、①1 日の買付数量の上限及び②買付時間に係る規制を時限的に緩和するものです。

2. 空売り規制の強化等

我が国においては以前から、すべての上場株式について、以下のような空売り規制が設けられており、現在も継続しています。

① 明示・確認義務

売付けが空売りであるか否かの別の明示・確認を、取引者などに義務付けています。

② 価格規制

原則として、金融商品取引所が公表した直近の価格以下の価格での空売りは、禁止されています。

そして今般、10 月 14 日の大臣談話を受け、更に以下の措置を講じることとしました。

(1) 取引所による空売り情報開示の拡充

市場の透明性を確保し、市場監視にも資する観点から、各取引所に対して、取引所が行っている空売りに係る情報開示の充実を要請しました。具体的には、これまで、取引所は全銘柄合計の空売り状況（売買代金）を月次で公表していたところ、14 日以降は、全銘柄合計及び業種（33 分類）別の空売りの売買代金を日次で公表する方向で、各取引所に要請しました。

また、10月27日の総理指示を受け、株式市場の現下の状況や、諸外国における空売り規制の動き等を踏まえ、当面年度内の時限的、かつ、緊急的な措置として以下の措置を講じました。

(2) 売付けの際に株の手当てがなされていない空売り (naked short-selling) の禁止

(3) 一定規模の空売りポジションの保有者に対する、証券会社を通じた取引所への報告の義務付け及び取引所による当該情報の公表

※ この1.並びに2.のうち(2)及び(3)についての詳細はアクセス FSA 本号の「法令解説等」に、2.のうち(1)についての詳細は金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「[取引所による空売り情報開示の拡充について](#)」(平成20年10月14日)に、それぞれアクセスしてください。

3. 銀行の株式保有制限の弾力的運用

銀行による株式保有の額は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成13年法律第131号)により、自己資本のうち基本的項目(いわゆるティア1自己資本)の額を超えるものとなってはならないこととされていますが、同法において、株式の市場価格の上昇その他の予見し難い事由がある場合には、当局の承認を得て、例外的に基本的項目の額を超えた額の保有が認められています。今回の措置は、現下の市場環境にかんがみ、株式保有額がティア1自己資本の額を超えた場合であっても、承認により保有を認めることとするものであり、既に実施に移されています。

【金融機能の一層の強化のための措置】

4. 金融機能強化法の強化・活用による中小金融の円滑化

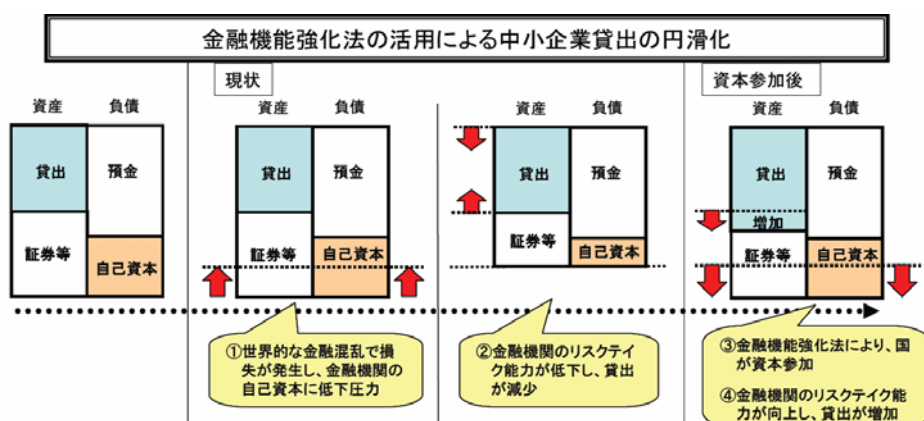
金融機能強化法(金融機能の強化のための特別措置に関する法律、平成16年法律第128号)は、金融機関への国の資本参加によって金融機能の強化を図り、中小企業に対する貸出の円滑化など地域経済の活性化を期するものです。

10月14日の大臣談話においては、G7行動計画を具体化するための措置の一環として、金融機能強化法の強化・活用により地域金融機関による中小企業の円滑化を図ることを早急に検討することとされました。

これを受け、国の資本参加に係る申込みの期限を平成24年3月31日までに延長し、資本参加の要件を一部見直すとともに、協同組織金融機関全体で提供している金融機能の発揮を促進することを目的に中央機関に対してあらかじめ国が資本参加をする枠組みを新設することなどを内容とした、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」が、平成20年10月24日に閣議決定され、国会に提出されています。

また、現在、国による資本参加のための預金保険機構の借入金等への政府保証枠2兆円(平成20年度予算)が確保されていますが、10月30日に公表された政府の「生活対策」では、円滑な金融機能が発揮されるために十分な国の資本参加枠の拡大を検討することとされています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「国会提出法案」から「[第170回国会における金融庁関連法律案](#)」にアクセスしてください。



協同組織金融機関の中央機関への資本参加の枠組み

1. 申請

⇒ 下記の協同組織金融機能強化方針を提出

- 協同組織中央金融機関及び協同組織金融機関における収益性及び業務の効率の向上に向けた方策
- 資本支援を行う協同組織金融機関に対する経営指導の方針
- 公的資金を有効に活用するための体制
- 中小企業に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策

2. 国の資本参加の基準

- 協同組織金融機能強化方針が協同組織金融機関全体で提供する金融機能の発揮を促進するために適切なものであること
- 協同組織金融機能強化方針の円滑かつ確実な実施が見込まれること
- 公的資金の回収が困難でないこと
- 適切な資産査定がなされていること
- 破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと

3. 事後チェック

- 半期ごとに協同組織金融機能強化方針の実施状況等について報告
- 当局がフォローアップ（必要に応じ監督上の措置を講じる）

5. 生命保険会社のセーフティネットへの政府補助の延長

生命保険会社のセーフティネットについては、万一、生命保険会社が破綻した場合の保険契約者の保護を目的として、生命保険契約者保護機構（平成10年12月1日設立）から受け皿会社への資金援助等を実施するための制度が設けられており、保険金などの支払いのために保険会社が積み立てているべき準備金（責任準備金）の原則90%までが補償されることとなっています。

生命保険契約者保護機構の財源は生命保険会社からの負担金の拠出により賄われていますが、生命保険会社の拠出のみでは対応が難しい場合には、現行制度上、平成21年3月31日までの間は政府による補助が可能とされています。

10月14日の大臣談話では、この政府補助を平成21年4月以降も可能とする措置を検討することとされました。これを受け、現下の厳しい金融情勢の下で、引き続き保険契約者の保護が的確に図られるセーフティネットを確保することを目的として、政府補助を平成24年3月31日まで延長することを内容とした「保険業法の一部を改正する法律案」が平成20年10月24日に閣議決定され、国会に提出されています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「国会提出法案」から[「第170回国会における金融庁関連法律案」](#)にアクセスしてください。

生命保険会社のセーフティネットについて (生命保険契約者保護機構)

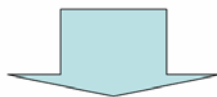
<現行制度>

セーフティネットの目的・内容

- 生命保険会社が破綻した場合の保険契約者等の保護を目的
- 機構は、責任準備金の原則90%までを補償するよう、受け皿会社への資金援助等を実施

資金援助の仕組み

- 生命保険会社の拠出が基本。機構は政府保証付き(恒久措置)で資金を借入可能。
- 生命保険会社の拠出のみで対応困難な場合、平成21年3月末までは政府より補助可能



現下の厳しい金融情勢の下で、引き続き保険契約者の保護が的確に図られるセーフティネットを確保しておくことが必要。

→ 政府補助規定を平成21年4月以降も延長(平成24年3月末まで)

6. 銀行の自己資本比率規制の一部弾力化

銀行をはじめとする預金取扱金融機関については、その財務の健全性を維持する観点から、保有する資産の一定割合の自己資本を維持することが義務づけられています（自己資本比率規制）。この自己資本比率の計算においては、その金融機関が保有する株式や債券などの有価証券につき会計上算出される評価益を一部、自己資本に含めることが認められています。

この自己資本比率規制につき、「生活対策」において、「現在の市場環境の下、自己資本比率の急激な変動により、金融機関の金融仲介機能を低下させないよう、国際合意の枠組みも踏まえつつ、規制の一部弾力化を図る」こととされたことを受け、金融庁は、平成 20 年 12 月期決算から平成 24 年 3 月期決算までの間に限り、以下のような措置を講じることとし、そのための金融庁告示の改正案をパブリックコメントに付すこととしました。

- (1) 国内基準が適用されている預金取扱金融機関（海外で業務を展開しない金融機関）については、有価証券の評価損を、自己資本の基本的項目（ティア 1）から控除しないこととする。
- (2) 国際統一基準が適用されている預金取扱金融機関（海外で業務を展開する金融機関）については、国債、地方債など信用リスクのない債券の評価損益について、評価益を自己資本の補完的項目（ティア 2）に算入しないととも評価損も自己資本の基本的項目から控除しない取扱いも認めることとする。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「銀行等の自己資本比率規制の一部弾力化について」](#)（平成 20 年 11 月 7 日）にアクセスしてください。

（弾力化の概要）

		旧	新
国内基準	国債等	評価益：自己資本に反映せず 評価損：約 60%をティア 1 控除	(評価益：変更なし) 評価損：自己資本に反映せず
	株式・社債等		
国際統一基準	国債等	評価益：45%をティア 2 算入 評価損：約 60%をティア 1 控除	評価益：自己資本に反映せず 評価損：自己資本に反映せず
	株式・社債等		(評価損・評価益ともに変更なし)

7. 適正な金融商品会計に向けた努力へのサポート（支持）

金融商品会計を含めた会計基準については、民間・独立の企業会計基準委員会（ASBJ）において、国際的な動きも踏まえつつ、検討や対応が行われています。金融庁としては、10 月 27 日の総理指示や「生活対策」をも踏まえ、このような適正な金融商品会計に向けた努力をサポートしていく方針です。

(1) 公正価値の算定方法の明確化

金融商品の会計については、一部を除いて「公正価値」で算定することとされ、このうち市場に十分な取引がある場合には市場価格を「公正価値」とする一方、市場価格が存在しない場合には合理的に算定された価額（理論値）を「公正価値」とすることとされています。

これに関連して、企業会計基準委員会は 10 月 28 日、実際の売買事例が極端に少なかったり、売手と買手の希望する価格の差が著しく大きかったりして、市場価格をそのまま使うことが適当でない場合には、極端な市場価格ではなく、理論値を「公正価値」と取り扱うことが適当なときもあることを明確化する解釈（Q&A）を公表しました。

これを受け、金融庁は「平成 20 検査事務年度検査基本方針」を同日改定し、平成 20 年 9 月末決算を対象とした検査から、金融機関による有価証券の自己査定の検証を、この解釈に留意して実施することとしました。また、今後新たに会計基準の明確化等が図られた場合に、それにも留意して検証することも明記しました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「平成 20 検査事務年度検査基本方針の改定について」](#)（平成 20 年 10 月 28 日）にアクセスしてください。

(2) 金融商品の保有目的の変更

企業会計基準委員会は、公正価値評価の対象となる「売買目的有価証券」「其他有価証券」として区分されている債券を、公正価値評価ではない評価（償却原価法）を行う「満期保有目的債券」区分に変更することを、まれな状況で認めることにつき検討を行っています。金融庁としては、同委員会における迅速な検討を支持しています。

8. 金融円滑化に向けたその他の取組み

金融庁では中小企業金融について、これまでも中小企業庁と連携しつつ、きめ細かい実態把握に努めるなどの対応をしてきていますが、改めて 10 月 15 日に、中川大臣が金融機関の代表者に対して金融円滑化に向けた要請を行いました（要請の様子は、アクセス FSA 本号の表紙をご覧ください）。

また、中小企業金融円滑化に向けた監視を強化するため、金融機関の融資に関する中川大臣直通の情報受付窓口、金融円滑化「大臣目安箱」を 10 月 16 日に開設しました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「金融円滑化『大臣目安箱』について」](#)（平成 20 年 10 月 17 日）にアクセスしてください。

【証券投資の裾野の拡大のための措置】

9. 従業員持株会による株式取得の円滑化

従業員持株会による株式取得については、現行、

- ① 従業員持株会に対する従業員 1 人、拠出 1 回当たりの拠出金額が 100 万円未満であること（残高に係る制約はありません）。
- ② 一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に株券の買付けが行われること。を要件に、インサイダー規制等の適用除外とされています。

これに関して金融庁は 10 月 27 日、総理指示を受け、従業員持株会による株式取得の円滑化を図るため、日本証券業協会に対して、従業員持株会制度の積極的な活用の観点から、上に述べた適用除外についての周知、及び、複数の日における買付けを行うことが可能であることの明確化、の二つを要請しました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「従業員持株会による株式取得の円滑化について」](#)（平成 20 年 10 月 27 日）にアクセスしてください。

【国際関連】

金融安定化フォーラムによる「市場と制度の強靱性の強化に関する金融安定化フォーラム（FSF）報告書：実施状況についてのフォローアップ」の公表について

金融安定化フォーラム（FSF）は、本年 4 月の G7（七か国財務大臣・中央銀行総裁会議）に、今般のグローバルな金融市場の混乱の要因を分析し、中期的な観点から具体的かつ包括的な市場強化策を提言した「市場と制度の強靱性の強化に関する FSF 報告書」（以下「4 月報告書」）を提出したところですが、報告書提言のその後の実施状況について、FSF は、10 月 10 日（金）の G7（於：米国ワシントン D.C.）に報告し、「市場と制度の強靱性の強化に関する金融安定化フォーラム報告書：実施状況についてのフォローアップ」（以下「フォローアップ報告書」）を公表しました。

フォローアップ報告書では、4 月報告書に盛り込まれた提言全般について、その実施状況が詳細に述べられているほか、実施を加速すべき提言、今後、追加的に対応すべき事項が示されています。報告書の概要は以下のとおりです。

1. 4 月報告書提言の実施状況

- 以下の 5 つの分野からなる 4 月報告書の提言について、各国当局、国際機関、及び民間セクターによる数多くの作業が進行中。
 - 自己資本・流動性・リスク管理に対する健全性監督の強化
 - 透明性・価格評価の強化
 - 信用格付の役割・利用の変更
 - 当局のリスク対応力の強化
 - 金融システムにおけるストレスに対応するための堅固な体制
- 4 月の G7 声明において、100 日以内に実施とされた優先事項は、すべて予定通り対応済み。2008 年末までに実施とされた事項についても、予定通り年末までに具体的な成果が出る予定。また、その他の提言についても、実施に向けた作業が進行中であり、引き続き、提言の迅速な実施を監視していく。
- 最近の市場の動向に鑑み、以下について、実施を加速する。
 - 市場参加者は、OTC クレジット・デリバティブの集中決済枠組みを設置。
 - 会計基準設定機関は、機能不全の市場における金融商品の価格評価に係るガイダンス、及びオフバランス関連取引に関する会計・開示基準を強化し、収斂（しゅうれん）させる。
 - 信用格付機関は、証券化商品関について、区別した情報・格付提供するための取組みを強化。
 - 業界慣行の改善を提言した民間団体は、タイムリーな実施を厳格にモニタリングし、報告するための枠組みを構築する。

2. 追加的に取り組む作業

- 4 月報告書の提言の他に、以下について追加的に対応する。
 - 現在各国で講じられた危機対応の措置について、国際的な相互作用や一貫性を検証。
 - 金融システムにおけるプロシクリカリティ（景気循環増幅効果）の検証。来年 4 月の G7 で以下の論点について報告予定。
 - － 自己資本：バーゼル II が所要自己資本の変動性に与える影響を検証し、好況時に自己資本のバッファを強化する方策を検討。
 - － 損失引当て：長期的視点から景気中立的な引当に向けての会計基準等のあり方を検討。
 - － 金融機関の報酬体系：この分野における規制・監督当局の適切な役割について検討。
 - － 価格評価とレバレッジ：価格評価とレバレッジの相互作用を分析し、政策対応案を検討。
 - 現在規制対象外の金融機関等を中心に、金融規制の対象範囲の再検証。

- システミックな懸念を具体的な監督・規制上の対応に結びつけるため、マクロ経済上の監視と健全性監督との融合。

FSF 報告書の提言について、金融庁はこれまでも我が国金融機関の情報開示の強化やリスク管理の強化の観点から迅速かつ積極的な対応を行ってきました。また、国際機関が実施する提言については、各国国際機関における議論や検討に積極的に参加・貢献しているところです。金融庁としては、引き続き、各国当局、関係国際機関と緊密に連携しつつ、FSF 提言の着実な実施に努めていきます。

(注) 金融安定化フォーラム〔Financial Stability Forum :FSF〕は、金融市場の監督及びサーベイランスに関する情報交換と国際協力の強化を通じて国際金融の安定を促進することを目的に、7カ国蔵相・中央銀行総裁会議によって1999年に創設されました。FSFは重要な国際金融センターを有する各国及び地域の関連当局。金融監督当局による国際機関（バーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構（IOSCO）、保険監督者国際機構（IAIS））・国際金融機関（国際通貨基金（IMF）・世界銀行）等が参加しており、我が国からは金融庁、財務省及び日本銀行が参加しています。

第4回監査監督機関国際フォーラム（ケープタウン会合）について

9月22日～24日に、[第4回監査監督機関国際フォーラム（IFIAR, International Forum of Independent Audit Regulators）](#)が南アフリカ共和国・ケープタウンにて開催され、公認会計士・監査審査会からは金子会長が参加しました。

IFIARは、監査の質の向上に向け、各国の活動経験等の共有や協力関係の促進などを目的として設立された監査監督機関の集まりで、現在、米・英等の主要国を含む27カ国・地域（メンバー）及び8国際機関（オブザーバー）が参加しています。

本会合では、前回のトロント会合で起草されたIFIAR憲章が採択されました。この憲章はIFIARの今後の役割や組織について取りまとめたものであり、具体的には、各国の監査監督機関における検査に焦点を当てた実務経験の共有、監督活動における協力関係の促進、監査の品質に関心を有する他の国際機関への対話の場の提供といった活動内容や、諮問委員会の設置などの体制整備について規定しています。

また、外国監査法人等の登録・届出等といった監査監督機関の活動や、監査の品質に関する意見交換が行われたほか、いわゆる6大国際監査ネットワークのうちBDO、デロイト・トウシュ・トーマツ及びKPMGの代表者との対話が行われました。

さらに、IFIARの主要なテーマである監査検査の技術及び経験の交換を目的とした検査ワークショップ（年1回開催）について、第3回会合が平成21年2月12日、13日にストックホルムにおいて開催することを決定しました。

審査会としては、今後とも、このような会合に参加し、各国の監査監督機関との協力・連携関係の構築・強化を通じ、我が国の監査の一層の信頼性確保・向上を図っていきたいと考えています。

※ 詳しくは、公認会計士・監査審査会ホームページ「その他の情報」の「国際関係」から、[「第4回監査監督機関国際フォーラム（ケープタウン会合）について」（平成20年9月26日）](#)にアクセスしてください。



金子会長（右から2番目）

【トピックス】

金融円滑化「大臣目安箱」について

金融庁、財務省では、10月16日より、中小企業金融円滑化に向けた監視を一層強化するため、「貸し渋り、貸し剥がし」等の金融機関（民間金融機関及び政策金融機関）の融資に関する大臣直通の情報窓口（大臣目安箱）を開設しました。

大臣目安箱にいただいた情報は、そのまま大臣に届くこととなっており、また、民間金融機関に関するものは金融庁、政策金融機関に関するものは財務省の担当部局にも回付し、例えば、情報提供者が、「具体的な情報を金融機関に開示しても構わない」ということであれば、担当部局より当該金融機関に伝達し、内部チェックを要請するなど、行政を行う上での情報として活用していきます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から『金融円滑化「大臣目安箱」について』（平成20年10月17日）にアクセスしてください。



金融庁ウェブサイトのトップページにバナーを設置しています。

中小企業金融の実態把握～調査結果の概要～

中小企業金融の実態を把握するため、全国の財務局等を通じて、商工会議所及び経営指導員等を対象にアンケート調査を実施するとともに、金融庁幹部職員を地方に派遣してヒアリング調査を行いました。

I. アンケート調査（8月～9月上旬実施）

1. 商工会議所に対するアンケート調査

- 各都道府県の商工会議所 47 先に対し、会員企業の業況や資金繰りの現状と先行き等について聴き取り調査を実施しました。

中小企業の業況								
○ 中小企業の業況感、業種によりバラツキはあるものの、原油・原材料価格の高騰、売上げの低迷等を背景に、全般的に厳しいものとなっています。								
区分	D. I. (良い～悪い)		悪化の要因（回答割合）					
	現状	先行き	① 原油・原材料 価格等、仕入 原価の上昇	② 販売先との関 係による販売 価格転嫁の 遅れ	③ 需要の低迷に よる売上げの 低迷	④ 競争過多によ る販売価格の 下落	⑤ 株式・為替市 場はじめグロ ーバルな市場 変動の影響	⑥ 建築基準法 改正の影響
製造業	▲87 (▲64)	▲72 (▲64)	47.1 (55.6)	24.2 (18.8)	18.5 (12.0)	7.0 (10.3)	1.9 (3.4)	1.3 (0.0)
小売業	▲89 (▲72)	▲79 (▲62)	27.7 (28.5)	15.2 (15.3)	38.6 (34.3)	18.5 (19.7)	0.0 (2.2)	0.0 (0.0)
卸売業	▲83 (▲66)	▲77 (▲57)	32.3 (35.4)	19.0 (20.5)	34.8 (26.8)	11.4 (9.4)	1.3 (5.5)	1.3 (2.4)
建設業	▲100 (▲98)	▲83 (▲83)	26.7 (29.9)	11.7 (7.0)	24.6 (25.4)	17.1 (13.4)	0.8 (0.0)	19.2 (24.4)
サービス業	▲74 (▲47)	▲62 (▲38)	32.0 (39.2)	15.2 (13.9)	31.2 (24.1)	18.4 (19.0)	0.8 (2.5)	2.4 (1.3)
不動産業	▲69 (▲49)	▲62 (▲49)	12.1 (17.1)	1.9 (2.6)	45.8 (43.4)	16.8 (18.4)	6.5 (2.6)	16.8 (15.8)
運輸業	▲100 (▲87)	▲85 (▲76)	48.5 (56.5)	28.8 (27.5)	9.8 (5.1)	11.7 (8.7)	0.0 (0.0)	1.2 (2.2)
平均	▲86 (▲69)	▲74 (▲61)	32.8 (37.8)	16.9 (15.3)	28.0 (23.4)	14.5 (13.6)	1.3 (2.1)	6.4 (7.8)

中小企業の資金繰り								
○ 中小企業の資金繰りも、業種によりバラツキはあるものの、全般的に厳しいものとなっています。								
○ その要因としては、販売不振・在庫の長期化等の営業要因が最も大きくなっています。								
区分	D. I. (良い-悪い)		悪化の要因(回答割合)					
	現状	先行き	① 販売不振・在庫 の長期化等、 営業要因	② 融資審査等、 金融機関の融 資態度	③ 融資期間・返済 条件等、 金融機関の融 資条件	④ 改正貸金業法 施行の影響等 ノンバンクの融 資態度	⑤ 信用保証協会 や政策金融機 関等による、 セーフティネッ ト貸付・保証 の動向	⑥ J-REIT等証 券市場の冷え 込みや投資 ファンド等 の動き
製造業	▲80 (▲49)	▲70 (▲53)	73.6 (70.5)	12.1 (14.1)	7.7 (7.7)	0.0 (0.0)	6.6 (7.7)	0.0 (0.0)
小売業	▲77 (▲57)	▲68 (▲50)	73.9 (65.9)	6.8 (13.4)	10.2 (13.4)	2.3 (1.2)	6.8 (6.1)	0.0 (0.0)
卸売業	▲70 (▲55)	▲60 (▲47)	81.1 (66.7)	5.4 (13.9)	8.1 (11.1)	2.7 (1.4)	2.7 (6.9)	0.0 (0.0)
建設業	▲96 (▲85)	▲81 (▲83)	54.1 (54.0)	25.6 (21.9)	12.0 (14.6)	0.0 (0.7)	8.3 (8.8)	0.0 (0.0)
サービス業	▲64 (▲37)	▲60 (▲37)	79.7 (63.8)	4.7 (13.8)	14.1 (17.2)	0.0 (1.7)	1.6 (3.4)	0.0 (0.0)
不動産業	▲60 (▲40)	▲53 (▲43)	53.4 (59.4)	27.4 (17.2)	4.1 (12.5)	0.0 (1.6)	4.1 (6.3)	11.0 (3.1)
運輸業	▲87 (▲65)	▲83 (▲65)	67.0 (63.3)	20.0 (15.6)	7.0 (10.0)	0.0 (1.1)	6.0 (10.0)	0.0 (0.0)
平均	▲76 (▲55)	▲68 (▲54)	67.6 (62.5)	15.7 (16.4)	9.1 (12.4)	0.6 (1.0)	5.6 (7.4)	1.3 (0.3)

(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比
(注2) 悪化の要因については、複数回答可としています。
(注3) 表中の括弧書きは5月末時点の調査結果

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「[商工会議所に対するアンケート調査結果の概要](#)」(平成20年9月30日)にアクセスしてください。

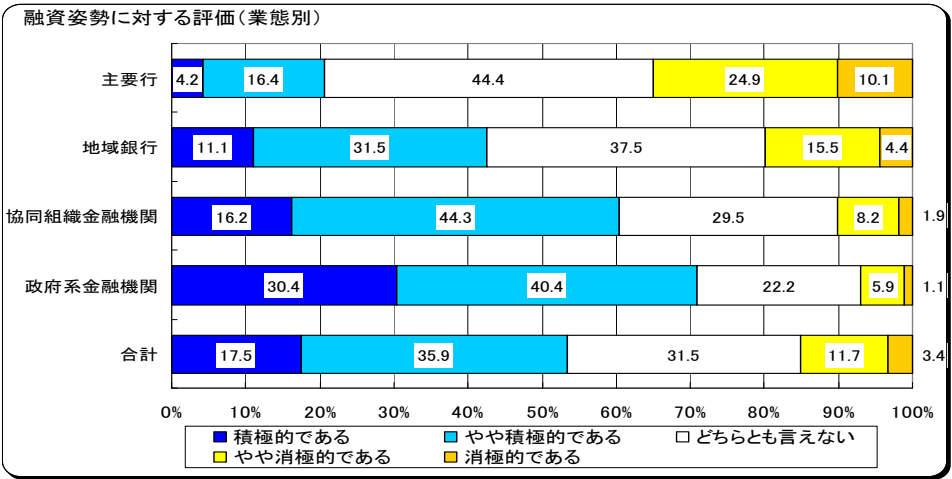
2. 金融機関の融資動向等に関するアンケート調査

- 各地域の商工会議所の経営指導員等 469 名を対象に、中小企業に対する融資姿勢等について聴き取り調査を実施しました。

(1) 金融機関の中小企業に対する融資姿勢について

※ 各業態それぞれの融資姿勢について「わからない」と回答した者が、全回答者 469 名中、主要行について 280 名、地域銀行について 18 名、協同組織金融機関について 42 名、政府系金融機関について 9 名存在しました。以下 (1) の各グラフにおいては、これらの者を除いて集計しています。

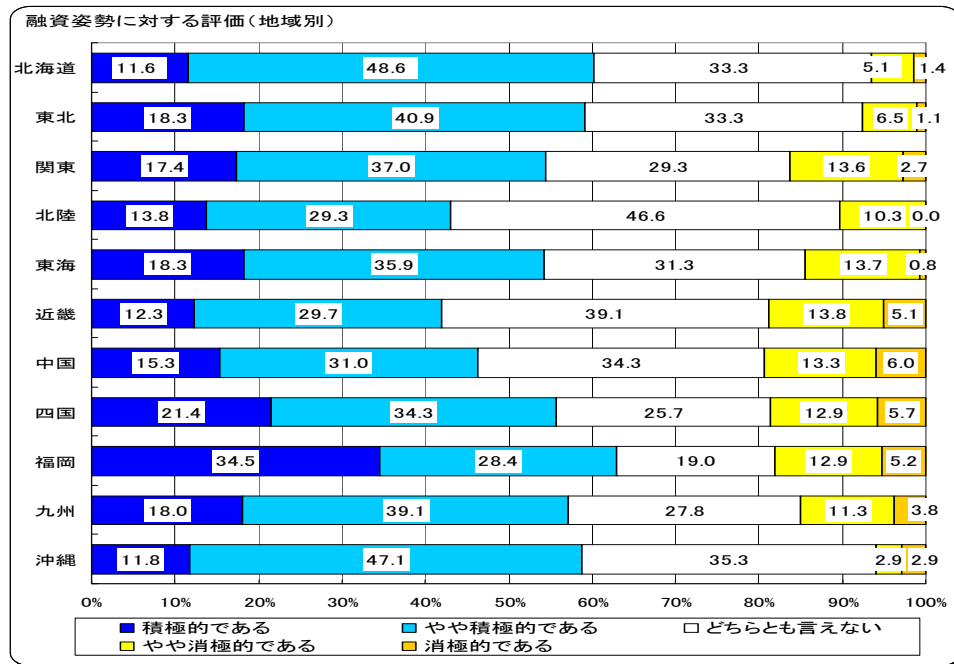
① 中小企業への融資姿勢に対する評価 (業態別)



- (注) 「合計」は各業態の回答を単純合計したものです。
- 地域銀行、協同組織金融機関、政府系金融機関については、金融機関の融資姿勢に対する積極的評価(「積極的である」及び「やや積極的である」の合計の割合)が、消極的評価(「消極的である」及び「やや消極的である」の合計の割合)を上回っています。
 - 消極的評価は、主要行が最も大きく、次いで地域銀行、協同組織金融機関、政府系金融機関の順となっています。

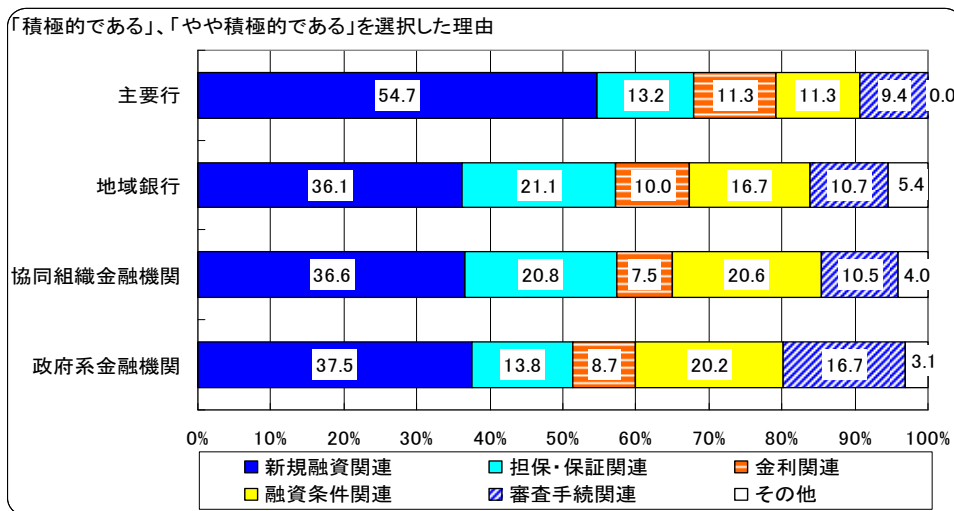
② 中小企業への融資姿勢に対する評価（地域別）

※ 地域（財務局等）毎に各業態の回答数を単純合算して集計しています。



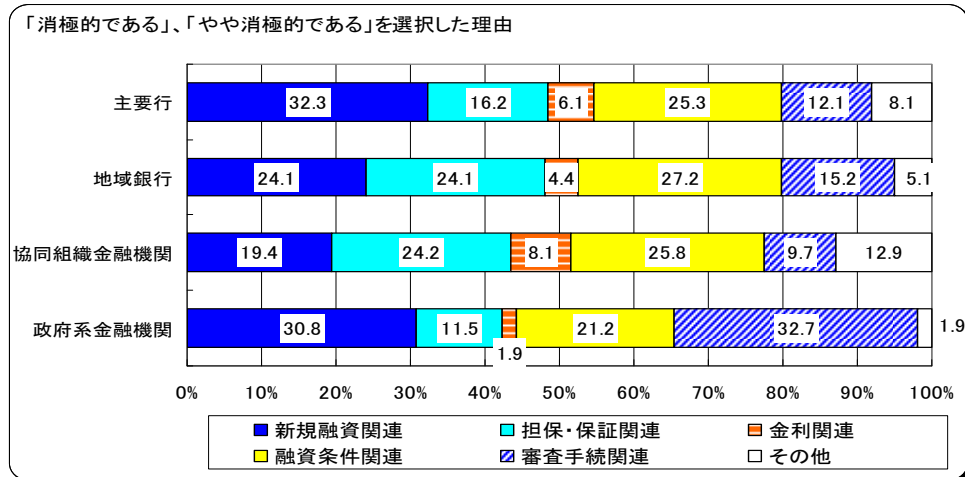
- 積極的評価が最も大きい地域は福岡であり、次いで北海道、東北、沖縄、九州、四国、関東、東海の順となっています。
- 消極的評価が最も大きい地域は中国であり、次いで近畿、四国、福岡、関東、九州、東海、北陸の順となっています。

③ 「積極的である」、「やや積極的である」を選択した理由



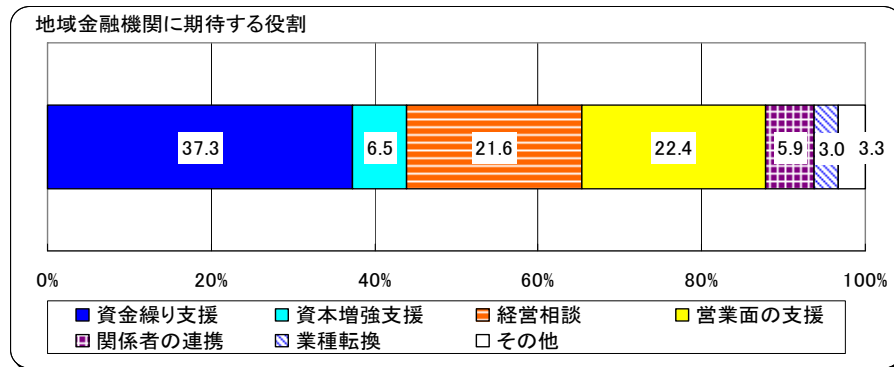
- 積極的評価の理由は、主要行、地域銀行及び協同組織金融機関については、「新規融資関連」が最も多く、次いで「担保・保証関連」の順となっています。
- 政府系金融機関については、「新規融資関連」が最も多く、次いで「融資条件関連」の順となっています。

④ 「消極的である」、「やや消極的である」を選択した理由



- 消極的評価の理由は、主要行については、「新規融資関連」が最も多く、次いで「融資条件関連」の順となっています。
- 地域銀行については、「融資条件関連」が最も多く、次いで「新規融資関連」及び「担保・保証関連」の順となっています。
- 協同組織金融機関については、「融資条件関連」が最も多く、次いで「担保・保証関連」の順となっています。
- 政府系金融機関については、「審査手続関連」が最も多く、次いで「新規融資関連」の順となっています。

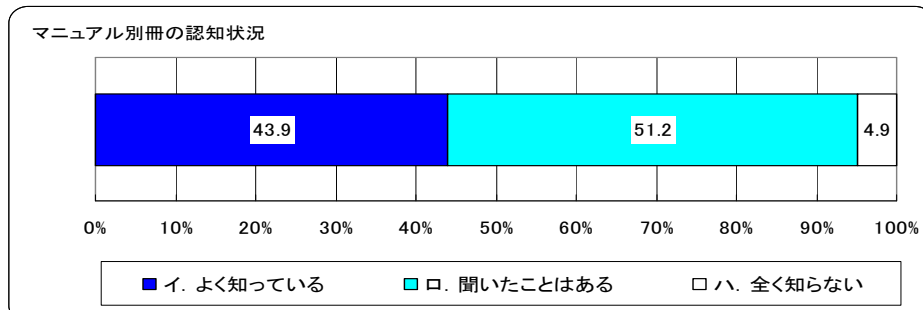
(2) 地域金融機関に期待する役割の具体的な内容



- 地域金融機関に期待する役割の具体的な内容としては、「資金繰り支援」が最も多く、次いで、「営業面の支援」（ビジネスマッチング等）、「経営相談」の順となっています。

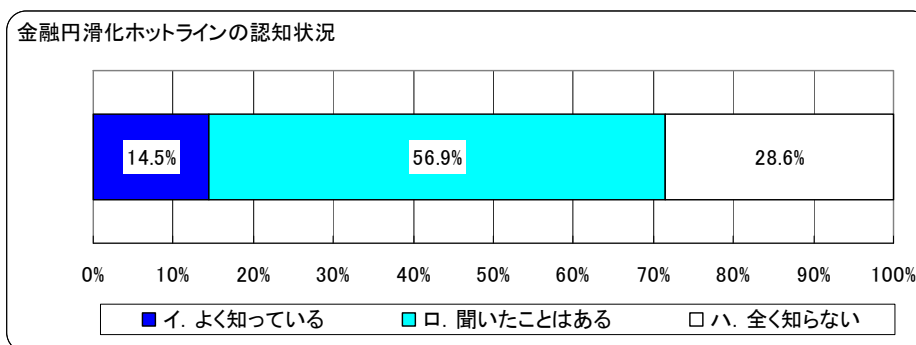
(3) 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の内容（注）の認知状況

（注）金融検査では、金融機関の中小・零細企業向け貸出金の安全性の評価にあたって、中小・零細企業の特徴を踏まえ、その財務状況のみならず、企業と代表者との一体性、企業の技術力や販売力、代表者の資質、経営改善に向けた取組み等に注目し、企業の経営実態を踏まえて柔軟に判断することとなっています。



- 経営指導員等における認知状況（「よく知っている」及び「聞いたことはある」の合計の割合）は、95.1%となっています。

(4) 金融庁が開設している金融円滑化ホットライン（金融の円滑化に関し、中小企業など借り手の方々の声を電話によりお聞きする情報等の受付窓口）の認知状況



○ 経営指導員等における認知状況（「よく知っている」及び「聞いたことはある」の合計の割合）は、71.4%となっています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「金融機関の融資動向等に関するアンケート調査結果の概要」（平成20年9月30日）](#)にアクセスしてください。

Ⅱ. 地方派遣による中小企業金融ヒアリング調査（8月実施）

○ 全国11の全ての財務局等管内の15道府県に金融庁幹部職員を派遣し、中小・零細企業及び団体51社・団体等から中小企業の業況・資金繰り、金融機関の融資姿勢等についてヒアリング調査を実施しました。

(1) 中小企業等からは、業種によりバラツキはあるものの、原油・原材料価格の高騰等を背景に、全般的に業況について厳しい認識が示されました。

相対的には、金融面よりも、実体面の厳しさを指摘する声が多く示されました。

(2) 中小企業等からは、金融機関の審査が慎重になっているとの声も示されました。地域金融機関は、地域の中小企業向け融資に積極的に取り組んでいるとの評価が多く示されました。他方、地域を基盤としていない金融機関については、その時々 の 借 手 企 業 の 経 営 状 況 等 に 応 じ た 対 応 であるとの評価も一部に見られました。

(3) 信用保証協会の保証、政府系金融機関に関する意見・要望も多く示されました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「地方派遣による中小企業金融ヒアリング調査結果の概要」（平成20年9月30日）](#)にアクセスしてください。

中小企業の自己資本充実策の支援に向けた「金融検査マニュアル」等の一部改定について

1. はじめに

金融庁は、平成20年10月3日に「金融検査マニュアル」、「保険検査マニュアル」及び「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」を一部改定しました。

本コーナーでは、今回の検査マニュアル改定の経緯・概要について説明します。

2. 改定の趣旨

今般の改定は、企業の借入金を「十分な資本的性質が認められる借入金」に条件変更した場合にも、金融検査において当該借入金を資本とみなして資産査定を行うことができる旨明確化するものです。

金融庁では、本年3月、既に「十分な資本的性質が認められる借入金」を資産査定において資本とみなすことができる旨、検査マニュアルの改定がなされています。しかし、本年3月の改定においては、金融機関等の間で、新規融資のみを対象とし、既存借入金からの条件変更は対象外であるとの受け止め

られ方が一般的であったこと、また、先般、「安心実現のための緊急総合対策」（平成 20 年 8 月 29 日）において「中小企業の自己資本充実策の支援」が盛り込まれましたことを考慮し、既存借入金を資本的劣後ローンに転換した場合でも、これを資本とみなしうることについて、金融検査マニュアル上の明確化を図ることとなりました。

ただし、「明確化」という表現を用いたように、今般の改定事項は従来のルールを変更するものではありません。

本改定により、既存借入金を資本的劣後ローンに転換した場合でも、これを資本とみなしうることについて周知を図ることにより、当該借入金を中小企業等の自己資本充実策のひとつの手立てとして、活用を促していきたいと考えています。

3. 改定の内容

では、具体的にどのように改定をしたのかについて見ていきたいと思います。

まずは、債務者の実態的な財務内容を把握するにあたり、十分な資本的性質が認められる借入金は、新規融資の場合、既存の借入金を転換した場合のいずれであっても、資本とみなすことを明記したことがあります。これについては前述の通りです。

その前提として、まず、十分な資本的性質が認められる借入金とは何かについて説明します。これは、償還条件や金利等の貸出条件が資本に準じるような借入金については、本来なら負債である当該借入金を資本とみなすことができるとするものです。これにより、資産査定において、当該借入金を資本とみなした上で、債務者区分の検討を行うことができます。ここで資本に準じるような貸出条件とは、例えば、償還期間が長期であることや、業績の悪いときには利子負担がほとんど生じないような配当に準じた金利設定であること等です。このような条件をつけることにより、経営難にある企業等が債務超過・繰越損失の解消、さらに内部留保の蓄積といった、経営改善に向けた見通しを立てやすくなります。

さて、本題はこの十分な資本的性質が認められる借入金がどのような場合に適用できるのか、ということです。当該借入金が自己資本充実策のひとつとして機能するためには、まずその枠組みを適切に理解していただいた上で活用していただくことが重要になります。新規融資のみにしか当該借入金の枠組みを適用できないという誤認があったとすれば、経営難に陥った企業等の財務状況を改善するにあたって、本来発揮されるはずの有用性を発揮できないからです。

経営難にある企業の経営改善の一環として十分な資本的性質が認められる借入金を利用するという場面においては、新規よりも、既存の借入金からの条件変更で対応した方が、借り手である企業・貸し手である金融機関等の双方にとって一般に有効だという事情があります。

既に財務状況の悪化している企業にとって、更なる債務を負うことは負担となります。また、そういった状況にある企業に貸す貸し手側としても貸付金の回収可能性が低いというリスクを抱えることとなります。

一方で、既存借入金からの条件変更で対応した場合、企業としては新たな債務を抱えることはありません。また、貸し手としても融資先企業の経営改善可能性を高めることで、現状よりも貸付金の回収可能性を高めることができます。

こうした事情を考慮すると、経営改善時には既存借入金からの条件変更するほうが有効となりやすい面があると思われます。

また、本改定において、資本的劣後ローンを新たに「早期経営改善特例型」と「准資本金型」とに区別して定義することとなりました。

資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）とは、従来の「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」において記載されていたものを、准資本金型と区別する上で改めて定義したものです。

一方で、資本的劣後ローン（准資本金型）とは「十分な資本的性質が認められる借入金」であるような劣後ローンのことです。

以下で、具体的に早期経営改善特例型と准資本金型との違いについてのポイントを挙げたいと思います。

○資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）と資本的劣後ローン（准資本金型）との違い

資本的劣後ローン（早期経営改善特例型、准資本金型）の成立要件はそれぞれ以下になっています。

【資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）】

- ・ 中小・零細企業向け要注意先債権（要管理先債権含む）
- ・ 実現可能性が高い経営改善計画を策定
- ・ 関係者間での合意がなされている

- ・返済は全ての債権完済後に開始
- ・デフォルトが生じた場合、請求権は他の全ての債権弁済後に生じる
- ・債務者の財務状況の開示及びキャッシュフローに対して一定の関与ができる
- ・期限の利益を喪失した場合には、全ての債務について、期限の利益を喪失する

【資本的劣後ローン（准資本型）】

- ・債務者区分を問わない
- ・償還期間が長期であることや金利が業績連動型であること等資本に近い性質

上記のように、資本的劣後ローン（准資本型）は資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）とでは、課される条件が異なることがご理解いただけるかと思います。

特に、債務者区分の条件が取り払われていること、経営改善計画の策定が必須ではないこと等は、経営難の企業が経営改善を図る上で、より利用しやすい枠組みになっています。

この点について、より具体的に触れると以下ようになります。

（１） 債務者区分の条件

新たに定義された資本的劣後ローン（准資本型）は債権の債務者区分を問いません。従来型の資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）に関しては、対象が中小・零細企業向けの要注意先債権（要管理先債権を含む）のみに限定されていました。しかし、資本的劣後ローン（准資本型）であれば、その他の債務者区分についても対象とすることができます。例えば、破綻懸念先等についても対象となりうることから、企業が経営改善を図る上で、より効果を発揮しやすくなるものと思われます。

（２） 経営改善計画の有無

資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）については「合理的かつ実現可能性が高い経営改善計画と一体として行われることが必要である。」（「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」検証ポイント 7.（1））とあるように、経営改善計画の策定が必須となっています。一方、資本的劣後ローン（准資本型）については経営改善計画が必ずしも要求されるものではありません。

ただし、ここでご注意いただきたいのは、例えば経営難にある企業が、単に当該劣後ローンを利用したからといって、直ちに経営改善に結びつくという訳ではないということです。

「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」（8-19）にも記載されているように、「収益力が改善する見通しがなく、業況が著しく低調な状態が継続するのであれば、金融機関の資産査定において、債務者区分を上位に変更することが困難となる可能性が高い」のであり、「一定の経営改善見通しがあることが望ましい」ということになります。

したがって、資本的劣後ローン（准資本型）の利用効果は、一定の見通しを立てつつ、業況を改善していくという中でこそ発揮されるものであることに留意していただく必要があります。

4. 終わりに

【「十分な資本的性質が認められる借入金」を用いた融資制度の紹介】

10月3日の本改訂と同時に、[中小企業再生支援協議会において、十分な資本的性質が認められる借入金を用いた再生支援手法（中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」。以下、「協議会版資本的借入金」とする。）が導入されました。](#)これは、中小企業再生支援協議会が策定支援する再生計画において、当該借入金を活用することで、再生事業の一層の円滑化を図っていこうというものです。

協議会版資本的借入金は本改定における資本的劣後ローン（准資本型）にあたるものです。貸出期間も15年一括償還（原則、当初10年間は期限前弁済を禁止）と、長期にわたるものであり、適用金利についても年0.4%程度で、当初5年間は固定金利（その後、赤字の場合には利子負担がほとんど生じない等配当に準じた金利設定（0.4%程度）が条件）とするなど、企業再生を図る債務者の立場にたったものです。

上記の中小企業再生支援協議会における例は、十分な資本的性質が認められる借入金を用いたものの一例として紹介させていただきました。

金融庁では、本改定の周知を図り、その利用を促していくことは、中小企業金融の円滑化に向けた足がかりになるものと考えています。そこで、今後、実際に融資を行う金融機関に対し、中小企業金融の円滑化をより活発化させていけるような積極的な対応を促していきたいと考えています。

「金融庁の1年（平成19事務年度版）」について

金融庁は、我が国の金融の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等の保護を図るとともに金融の円滑を図ることを任務として、透明かつ公正な行政の実施に努めています。

平成19事務年度（19年7月～20年6月）においては、我が国金融・資本市場の競争力強化と、その一部を構成するベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）の推進、そしてサブプライム・ローン問題を契機とするグローバルな市場の混乱への対応などを通じ、引き続き、金融システムの安定、利用者の保護・利用者利便の向上、公正・透明で活発な市場の確立に向けた取組みを進めてきました。

まず、我が国金融・資本市場の競争力強化については、内外から資金・情報・人材が幅広く集積する、魅力ある質の高い金融・資本市場の構築に向け、[「市場強化プラン」（金融・資本市場競争力強化プラン、平成19年12月公表）](#)をとりまとめ、これを強力に推進しているところです。

また、ベター・レギュレーションの推進については、金融機関の自助努力を尊重し、金融機関へのインセンティブを重視する他、検査・監督等においてリスクを早期に認識し、重要課題に対して優先的に行政対応を行うとともに、行政対応の透明性・予測可能性の向上に努めています。

サブプライム問題を契機とする世界的な金融の混乱が我が国金融システムに及ぼす影響については、欧米と比較すれば相対的には限定されています。しかしながら、日本国内においても、原油・原材料価格の高騰等を背景に景気の下振れリスクが高まる中、中小企業の業況は厳しい状況にあり、民間金融機関においては、適切なリスク管理の下、金融仲介機能の適切な発揮が期待されているところです。

本冊子「金融庁の1年」は、こうした金融庁の平成19事務年度における様々な取組みを、制度の企画立案・検査・監督の各般にわたって取りまとめたものです。本冊子が、国民の皆さんにとって、金融庁並びに金融行政に対する理解を深めていただくきっかけとなれば幸いです。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「金融庁の1年（平成19事務年度版）について」（平成20年9月19日）](#)にアクセスしてください。

「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」の開催について

金融庁では、[北陸財務局](#)との共催により、「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を9月27日に金沢歌劇座（金沢市）において開催しました。



今回のシンポジウムは、地域の住民の方々を対象に、金融商品が多様化するなかで金融商品の選び方や金融広告の注意点に触れながら、生活設計や資産運用の在り方について考えてもらうことを目的として開催しました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「[「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」の開催について](#)」（平成20年9月16日）にアクセスしてください。



【法令解説等】

自己株取得に係る市場規制の緩和及び空売り規制の強化について

現下の我が国株式市場の状況にかんがみ、当面、時限的な措置として、以下の点について所要の整備を行いました。

1. 自己株取得に係る市場規制の緩和

上場企業による自己株取得を円滑に行うことができるよう、自己株取得に関するルールを、年内、緩和することを内容とする内閣府令（「[有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令](#)」）が平成 20 年 10 月 14 日公布・施行されました。なお、本措置は平成 20 年 12 月 31 日まで適用となります。

具体的内容は以下のとおりです。

(1) 1 日の買付数量の上限

直近 4 週間の 1 日平均売買高の 25% を上限として自己株券の買付けを行うこととされているが、これを 100% に引き上げることとします。

(2) 買付時間

金融商品取引所の取引終了時刻の直前 30 分間以外の時間に自己株券の買付けを行うこととされているが、これを適用しないこととします。

2. 空売り規制の強化

空売り規制を強化するため、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）及び関連する内閣府令等が改正され、公布・施行されました。

具体的内容は、以下のとおりです。

(1) 全上場株式について、売付けの際に株の手当てがなされていない空売り（Naked Short Selling）を禁止。

本措置に関連して、「[金融商品取引法施行令の一部を改正する政令](#)」「[有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令](#)」及び「[金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項に規定する金融庁長官の指定する有価証券を定める件](#)」が制定され、平成 20 年 10 月 30 日（木）から平成 21 年 3 月 31 日（火）まで実施されます。

(2) 一定規模以上の空売りポジションの保有者に対する、証券会社を通じた取引所への報告の義務付け及び取引所による当該情報の公表。

本措置に関連して、「[金融商品取引法施行令の一部を改正する政令](#)」「[有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令](#)」及び「[金融商品取引法施行令第二十六条の五第一項に規定する金融庁長官の指定する有価証券を定める件](#)」が制定され、平成 20 年 11 月 7 日（金）から平成 21 年 3 月 31 日（火）まで実施されます。

【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[「記者会見」](#)のコーナーにアクセスしてください。

【大臣冒頭発言】

私の方からは、一昨日の各金融機関の代表の方に集まっていた時に申し上げましたが、私が2週間程前にテレビに出た時に、貸し渋り等の苦情が非常に多いということだったものですから、個人的には是非直接私にご意見を届けていただきたいと申し上げたら、大量のものが、色々なものが参りまして、これは一々私が全てを見なければいけないんですけれども、私だけで済まされる問題ではないだろうということで、金融庁の方に、貸し渋り・貸しはがし目安箱というのはちょっと言い過ぎなんで、金融庁大臣目安箱みたいなものを設置をいたしました。これは手紙でも、あるいはメールその他でも、電話でも結構だということで、細かい点につきましては後で、もう既にスタートしているもの、また今日スタートするものがございまして、具体的には後で事務方から発表させていただきたいと思います。ただ現に既にもう昨日3件来ておりまして、今ざっと見てまいりましたけれども、商売は順調だけれども事業拡大するに当たっての資金要請をしたところが、急に貸してくれなくなっちゃったみたいなものが1件ございました。もちろんこれは個別案件について何とかしてやれということは、これは口利きそのものになっちゃいますので、そういうことはしませんけれども、貸し渋り・貸しはがしがトータルとして起こらないようにやっていくというためのお役に立てればいいなと。私も役所あるいはまた金融機関から聞いている話というのは、ある意味では一方の側の話にすぎませんので、相手方の借り手、一生懸命仕事をしている方との間のミスマッチを少しでも埋めたいという趣旨で作ったつもりでございまして。役所の目安箱に届いたものについては即私に届けていただきたいと。昨日も私のメールに3センチか4センチぐらいどさっと来て、とてもこれ見ていると寝なくても時間が足りないぐらいになっちゃうんで、ばらばらとしか見ておりませんが、私自身これをきちっと見れるようなシステムを個人的に作っていきたいと思っております。直接そのまま渡してもらいたいと。万が一中身を変えたりしたことが分かれば、その時には私は厳正な処分をしていかなければならないと。そうならないと思いますけれども、そういう決意で臨んでいるところでございます。

【平成 20 年 10 月 17 日(金) 閣議後記者会見】

【大臣冒頭発言】

先程総理に呼ばれまして、今の株価情勢等の大きな動きに強い懸念を示されました。実体経済、あるいは金融システムに影響を与えかねないということで、あらゆる手段を講じて市場の安定と円滑な金融機能の確保を図るようというご指示が私と与党、自民党、公明党の政策責任者にございました。それから与謝野大臣、官房長官も同席されておりました。

具体的には以下のものを申し上げますが、とにかく政府とマーケットの信頼関係を再構築するようにと。これは日本だけじゃございませんが。それが非常に大きなポイントであるということで、度胸を持ってやれるものをやれ、可及的速やかにやれということで、今日、あるいはいつからやれるものというものも含めてお示しをしたいと思います。

まず、総理からのご指示、第1番目。株式市場安定のために私に対して株の空売り規制の強化、これは金曜日の閣議ということになると思いますけれども、それから出来るだけ早く。11月の連休がございますので、11月の第1営業日をメドにこれを発動したいというふうに考えております。それから、銀行株式保有制限の弾力的運用についてもすぐ対応をしたいというふうに考えております。

それから2番目に、金融機能の一層の強化ということでございますけれども、私に対しましては、銀行の自己資本比率規制の一部弾力化、この一部というのは、国際基準と関係のない国内基準行が該当すると思いますけれども、自己資本比率の規制を弾力化するというところでございます。次の2番目が、適正な金融商品会計に向けた努力へのサポート、公認会計士協会の方でご検討いただいております。パブリックコメントが近いうちに出るというふうに承知をしております。それから3つ目が、金融機能強化法に基づく政府の資本参加枠の拡大の検討でございます。これは、法律と関係するわけでございますけれども、この法律についても出来るだけ早く成立を国会の方をお願いを申し上げたいと思っております。

それから3番目として、証券投資の裾野の拡大ということで、私に対して、これは特に総理からのご発想でございますけれども、従業員持株会による株式取得の円滑化を進めたいということで日本証券業協会の方に検討をお願いをいたしましたので、これも直ちに実行出来るというふうに考えてございます。

私に対しては以上ですけれども、与党に対しては、与党の方のご説明があると思いますけれども、例えば銀行等保有株式機構での活用、これは株の買取りということ等だろうと思いますけれども、これを検討してくれと。それから証券税制の軽減税率等の延長、あるいはまた内容を更に充実すると。少額投資者優遇をするということで証券市場の拡大というようなことの指示もございました。

以上が総理からのご指示でございまして、繰り返しますけれども、出来るものからやっていってもらいたいということで、今日から、明日から出来るものについて申し上げます。

【平成 20 年 10 月 27 日(月) 閣議後記者会見】

【お知らせ】

○ 株券電子化について

平成16年に、株券を電子化する法律（社債、株式等の振替に関する法律）が成立し、**平成21年1月5日に上場会社の株券を電子化**するための準備が進められています。

株券電子化のスムーズな実施のためには、いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主を中心に関係者各位に早めの準備を行わって頂く必要があります。

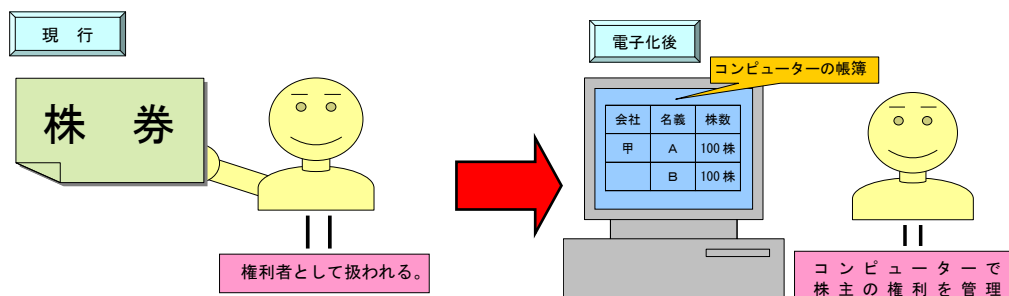
ただ、株券の電子化については、まだまだ十分な知識をお持ちでない方が多いようです。

そこで、金融庁のウェブサイトの改訂（平成19年2月13日）等によって、個人投資家を中心とした関係者各位に株券電子化の概要やご留意頂きたい点をお伝えしてきたところですが、更に、より多くの方々に株券電子化について理解を深めて頂くべく、政府広報オンライン・お役立ち動画「株券電子化の準備 もうお済みですか？」では、株券の電子化の概要や留意点について広報を行っています。なお、この政府広報オンラインは、金融庁ウェブサイトからもアクセスできます。

以下では、株券電子化の概要と留意点のうち、特にご注意頂きたい点をピックアップします。

1. 概要

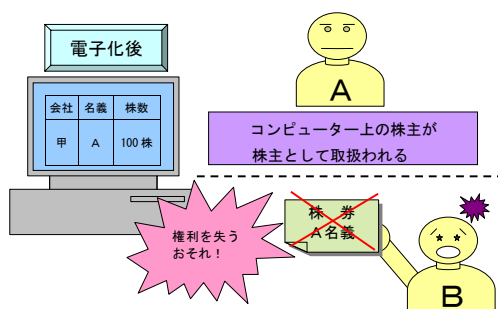
株券電子化は、上場会社の株式について、「株券」をなくし、証券保管振替機構及び証券会社等の口座で、コンピューターにより電子的に管理しようとするものです。



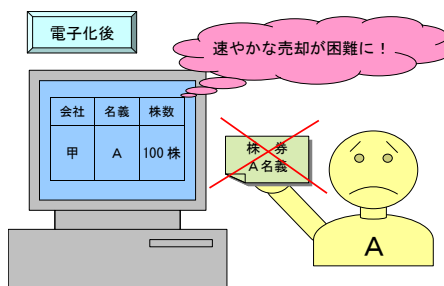
2. 留意点（タンス株券をお持ちの株主）

株券電子化にあたって、自宅や貸金庫などご自身で株券を管理されている株主（いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主）については、特に以下の点に留意してください。

- ① お持ちの株券がご自分の名義ではなく、ご本人が株主としての権利を失ってしまうおそれもありますので、**株他人名義となっている場合には、株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託するか、少なくともご自分名義への書換手続きを行ってください。**



- ② お持ちの株券が**ご自分名義となっている場合**、①のように株主としての権利が失われることはありませんが、株券電子化後に売却を行おうとする場合にスムーズに行うことができるようになる等のために、**株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託しておくのが望ましいと考えられます。**



なお、上記の証券会社等や証券保管振替機構における預託のための事務手続に時間を要することも予測されます。株券電子化のスムーズな実施に向け、**上記預託のための手続はできるだけ早めに行うようにしてください**（現在でも当該預託を行うことは可能です。）

※ 「株券電子化」については金融庁ウェブサイトにも掲載しています。金融庁ウェブサイトのトップページ「金融庁の政策 ▶ 政策の一覧へ」から[「株券電子化について」](#)にアクセスしてください。

○ 悪質なファンドの勧誘にご注意ください！

ファンド形態で出資の勧誘を行う場合は登録が必要です

昨年9月30日に[金融商品取引法](#)（以下「金商法」といいます。）が施行され、一般投資家向けにいわゆるファンド形態で出資の勧誘等を行う者に財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む）への登録義務が課されました（プロ向け業務（＝適格機関投資家等特例業務）を行う者であれば届出義務）。

具体的には、

1. 他者からお金を集め（出資を募り）
2. 何らかの事業や投資を行い
3. その事業や投資から生じる収益を出資者に分配する仕組み

を運営している者は、財務局への登録又は届出が義務付けられました。

[登録業者及び届出業者については、金融庁ウェブサイトで確認が出来ます。](#)

無登録業者からの出資の勧誘等には十分ご注意ください。

また、登録業者でも、出資の勧誘等の際には、例えば、次のようなルールを守らなければならないことになっています。

- ・ 公告をする場合には、金融商品取引業者である旨及び登録番号などを表示しなければならないが、利益の見込みについても、著しく事実と相違する表示や、著しく誤認させるような表示をしてはならない。
- ・ 契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、登録番号、契約の概要、手数料の概要等を記載した書面を交付しなければならない。
- ・ 「虚偽のことを告げる行為」や「不確実な事項について断定的判断を提供して勧誘をする行為」をしてはならない。
- ・ 損失補てんをしてはならない。

たとえ登録を受けている業者であっても、信頼できるとの確信が持てない場合は、慎重な対応をお勧めします。

なお、届出業者については、金融庁に届出を行えば業務を行うことが可能であり、届出の際に金融庁が審査等を行っているわけではございません。届出があることをもって信頼性が確保できるものではありませんので、取引を行う際は十分ご注意ください。

○ 認定投資者保護団体の更なる活用を期待しています。

[金融商品取引法](#)（以下「金商法」といいます。）においては、投資者保護のための横断的法制の構築の一環として、「認定投資者保護団体」に関する制度を整備しています。

この制度は、苦情解決およびあっせん業務の業態横断的な取組みをさらに推進するため新たに設けられたものであり、金商法上の自主規制機関以外の民間団体が金融商品取引業者等に関する苦情の解決およびあっせん業務を行う場合に、行政がこれを認定することにより、当該民間団体の業務の信頼性を確保しようとする枠組みです。

金商法が施行されて以降、平成19年9月30日に[社団法人生命保険協会](#)、平成20年3月7日に[社団法人日本損害保険協会](#)、平成20年10月1日に[全国銀行協会](#)が認定を受けております。

認定投資者保護団体は、金融商品取引業者以外の者も設立が可能で、具体的には、たとえば、消費者団体、NPO法人や各種の業界団体等が考えられますが、これに限らず、認定の要件・基準を満たす民間団体は認定投資者保護団体になることが可能です。金融庁としては、苦情解決・あっせん業務は、事後的な投資者保護策として非常に重要ですので、同制度が幅広く活用され、一層の投資者保護に寄与していただくことを強く期待しています。

○ 証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています！

[証券取引等監視委員会](#)は、証券会社などに対する検査、証券市場にかかわる開示検査、課徴金調査及び犯則事件の調査、そのほか日常的な市場監視活動を通じて、公正・公平かつ透明で健全な市場の構築に努めています。当委員会は、こうした調査、検査などの参考とするため、電話、文書（ファクシミリを含む）、インターネットなどで情報提供を受け付けており、平成 19 事務年度には、5,841 件と、多数の情報をお寄せいただきました。

インサイダー取引や相場操縦、有価証券報告書の虚偽記載、証券会社などにおける無断売買や不当な勧誘などの証券市場に関する違法行為に気づいたら、証券取引等監視委員会まで情報をご提供ください。（なお、調査、検査の依頼や証券会社などとのトラブル処理には対応していません。）

インターネットにおける[情報受付窓口](#)は証券取引等監視委員会ウェブサイトをご覧ください。



一般からの情報提供を求めるポスター

○ 金融円滑化ホットラインの開設について

金融庁では、金融の円滑化に関し、中小企業など借り手の方々の声を電話によりお聞きする情報等の受付窓口として、[「金融円滑化ホットライン」](#)を開設しております。

これは、原油・素材価格の高騰や円高の影響により、大企業や中小企業ともに大部分の業種で業況感が悪化している等、中小企業の経営が圧迫されている状況に対し、十分な注視が必要であり、一層の配慮が求められていることを踏まえ、平成 20 年 4 月 4 日に経済対策閣僚会議において決定された、「成長力強化への早期実施策」に盛り込まれた中小企業金融の円滑化に向けた施策の一つとして、行政の態勢整備を行うこととしたものです。

本ホットラインに寄せられた情報等は金融機関にフィードバックするなど、検査・監督に活用させていただいているところです。また、寄せられた情報の中に、最近、融資の申込みに際し、融資申込先の金融機関等から、「貴社のような業種へは融資をしないよう、金融庁から指導されているので、ご融資できない。」という対応をされた、といった内容のものがありません。

金融庁が金融機関に対し、特定業種への融資について、抑制的な指導をすることはありません。貸出の判断は金融機関が自らの経営方針によって決定すべきことであり、同様に、金融検査が貸出判断に関与することはありません。

このような不適切な対応を金融機関から受けた場合には、下記の金融円滑化ホットラインに情報提供をお願いします。頂いた情報については、検査・監督に活用させていただきます。

名 称：「金融円滑化ホットライン」 受付時間：平日 10：00～16：00 電話番号：03-5251-7755 受付内容：銀行、信用金庫、信用組合の融資に関する情報等
--

※ ご留意事項

- ホットラインの利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。
- ホットラインへの情報等の提供は、電話にて行っていただきますようお願いいたします。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、[「特定業種に対する金融機関の貸出判断について」](#)（平成 20 年 6 月 17 日）にアクセスしてください。

○ 金融庁認証局システムの廃止及び政府共用認証局への移行について

金融庁では、平成 14 年度から金融庁認証局の運用を開始し、認証業務を行ってきました。

認証業務とは、国民等と行政機関との間で処分通知等をオンラインでやり取りする際に、例えば処分権者のなりすまし、内容に改ざんが無いことを証明するもので、具体的には認証局システムを利用して官職証明書、サーバ証明書、コード署名証明書等の発行等を行うものです。

これまで、各府省単位で認証局を設置し認証業務を行ってきましたが、「霞が関 WAN 及び政府認証基盤（共通システム）の最適化計画」に基づき、認証業務の効率化を図るため、政府共用認証局へ集約・一元化することとし、金融庁においては、平成 20 年 9 月 11 日をもって金融庁認証局システムを廃止しました。

詳しくは、金融庁認証局の廃止に関する重要なお知らせ

(http://www.fsa.go.jp/common/shinsei/ninsyo/ca/fsa_cpcps.html) をご覧ください。

今後、認証業務については政府共用認証局システムを利用して行います。

詳しくは、政府認証基盤（政府共用認証局）のサイト (<http://www.gpki.go.jp/>) をご覧ください。

○ 「e-Gov 電子申請システム」 ご利用について

国民の利便性・サービス向上の取組みとして、金融庁が所管する申請・届出についても、「[e-Gov 電子申請システム](http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/smenu.html)」(<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/smenu.html>) の利用により、電子申請・届出をすることができますので、みなさまの積極的なご利用をお願いします。

本システムで手続きが可能な申請・届出等については「[申請・届出などの手続案内・金融庁認証局について](http://www.fsa.go.jp/common/shinsei/index.html)」(<http://www.fsa.go.jp/common/shinsei/index.html>) の「[法令一覧による検索](#)」をご確認ください。

なお、本システムのご利用にあたりましては、「[e-Gov 電子申請システム利用規約](#)」に同意していただく必要があります。

「e-Gov 電子申請システム」利用のメリット

いつでも

- ・ 時間にとらわれず夜間や休日でも 24 時間手続きができます。

(注) 本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

どこでも

- ・ 自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で手続きができます。

(注) 添付書類のうち、公的機関証明書等、原本を提出する必要のあるもの等については、別に郵送等で提出していただくことになります。

※ 「e-Gov 電子申請システム」の使い方について、詳しくは [e-Gov トップページ](#) の「[e-Gov 電子申請システムのご利用はこちらから](#)」をご確認ください。

○ 新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

日本語版の登録をご希望の方は、**[「新着情報メール配信サービス」](#)**に、英語版の登録は**[「Subscribing to E-mail Information Service」](#)**にアクセスしてください。

○ 証券取引等監視委員会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告や課徴金納付命令に関する勧告など、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報を、電子メールにてご案内します。

※ 詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの**[「新着情報メール配信サービス」](#)**に、英語版の登録は**[「Subscribing to E-mail Information Service」](#)**にアクセスしてください。



【10月の主な報道発表】

1日(水)	アクセス	・平和奥田株式会社の有価証券報告書等に係る金融商品取引法違反に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	・銀行の合併について
	アクセス	・認定投資者保護団体の認定について
2日(木)	アクセス	・IOSCO（証券監督者国際機構）による「IOSCO専門委員会の空売り規制に関するイニシアティブ」公表について
	アクセス	・特定保険業者 全国共済連合会に対する行政処分について
3日(金)	アクセス	・中小企業の自己資本充実策の支援に向けた「金融検査マニュアル」等の一部改定について
9日(木)	アクセス	・ニューシティ・レジデンス投資法人に対する行政処分について
	アクセス	・シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社に対する行政処分について
11日(土)	アクセス	・金融安定化フォーラムによる「市場と制度の強靱性の強化に関する金融安定化フォーラム(FSF) 報告書：実施状況についてのフォローアップ」の公表について
13日(月)	アクセス	・自己株取得に係る市場規制の緩和について
14日(火)	アクセス	・振り込め詐欺について
	アクセス	・取引所による空売り情報開示の拡充について
	アクセス	・「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令」について
15日(水)	アクセス	・特定保険業者 全国養護福祉会に対する行政処分について
17日(金)	アクセス	・金融円滑化「大臣目安箱」について
20日(月)	アクセス	・金融庁総務企画局参事官（国際担当）のIAIS執行委員会副議長就任について
23日(木)	アクセス	・丸三証券株式会社に対する行政処分について
24日(金)	アクセス	・会計基準の同等性に係る欧州議会の採択について
	アクセス	・株式会社アーバンコーポレイションに対する課徴金納付命令に係る審判手続開始の決定について
	アクセス	・監査法人及び公認会計士の処分等について
27日(月)	アクセス	・空売り規制の強化について
	アクセス	・従業員持株会による株式取得の円滑化について
28日(火)	アクセス	・「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令」について
	アクセス	・平成20検査事務年度検査基本方針の改定について
	アクセス	・「電子記録債権法の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（案）等に対するパブリックコメントの結果について
29日(水)	アクセス	・「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」及び「金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項に規定する金融庁長官の指定する有価証券を定める件」について
31日(金)	アクセス	・「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」及び「金融商品取引法施行令第二十六条の五第一項に規定する金融庁長官の指定する有価証券を定める件」について
	アクセス	・貸金業関係統計資料集の更新について
	アクセス	・振り込め詐欺にご注意ください！（振り込め詐欺に関する相談事例等）
	アクセス	・「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成20年7月1日～9月30日）
	アクセス	・預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について
	アクセス	・偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について
	アクセス	・金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十二条第一項に規定する金融商品取引業協会の規則等を指定する件の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果について

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。